

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局事務分掌規程（平成16年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
第8条 企画係においては、次の事務をつかさどる。 (1) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関すること。 (2) 中期目標・中期計画に関すること。 (3) 統計調査その他諸報告に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。 (4) インスティテューショナル・リサーチ室の事務に関すること。 (5) <u>地域共生医育センター</u> の事務に関すること。 (6) <u>看護職キャリア支援センター</u> の事務に関すること。（新設）	第8条 企画係においては、次の事務をつかさどる。 (1) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関すること。 (2) 中期目標・中期計画に関すること。 (3) 統計調査その他諸報告に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。 (4) インスティテューショナル・リサーチ室の事務に関すること。 (5) <u>地域共生医育統合センター</u> の事務に関すること。
(略)	(略)
(会計課)	(会計課)
第19条 会計課にその事務を分掌させるため、次の <u>9係</u> を置く。	第19条 会計課にその事務を分掌させるため、次の <u>10係</u> を置く。

- (1) 会計総務係
- (2) 財務企画係
- (3) 財務決算係

(削除)

- (4) 出納係
- (5) 調達係
- (6) 契約第一係
- (7) 契約第二係
- (8) 医療材料係
- (9) 医薬品係

#### 第23条 削除

第24条 出納係においては、次の事務をつかさどる。

(略)

(略)

第59条 入院支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病床の適正な管理に関する事。
- (2) 入院支援に関する事。
- (3) 医師事務作業補助に関する事。

(略)

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

#### **【改正理由】**

令和6年4月1日付地域共生医育統合センター，入退院センター

- (1) 会計総務係
- (2) 財務企画係
- (3) 財務決算係
- (4) 機能強化推進係
- (5) 出納係
- (6) 調達係
- (7) 契約第一係
- (8) 契約第二係
- (9) 医療材料係
- (10) 医薬品係

第23条 機能強化推進係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 機能強化経費の事務に関する事（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。

(2) その他機能強化の推進に関する事。

第24条 出納係においては、次の事務をつかさどる。

(略)

(略)

第59条 入院支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病床の適正な管理に関する事。
- (2) 入退院センターに関する事。
- (3) 医師事務作業補助に関する事。

(略)

及び事務局の改組に伴い所要の改正を行うものである。